総務省

Ministry of
Internal Affairs
and Communications MIC

July
2012
Vol.139
7月号

特集 正しく送ろう
信書のルール

MIC FOCUS
平成24年度
「電波の日・情報通信月間」表彰・イベントが行われました

地方のかがやき
若い力を受け入れて未来ある村づくりへ
長野県 阿智村

総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications MIC

July 2012 Vol.139
2012年7月1日発行
7月号

実はここにも総務省
新gTLD

詳しくはとなりのページへ

CONTENTS

3 キーワードで日本がわかる!
新gTLD

4 特集 正しく送ろう
信書のルール

MIC FOCUS

10 平成24年度
「電波の日・情報通信月間」表彰・イベントが行われました

MIC NEWS

14 あなたの住基カードは引っ越してもそのまま使えます!

16 平成24年度行政評価等プログラムを決定しました!

18 火災による被害を最小限に抑えよう!
地震火災から命を守るために

地方のかがやき

20 若い力を受け入れて未来ある村づくりへ
長野県 阿智村

発行 総務省 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館) ☎03-5253-5111(代表)

キーワードで日本がわかる!

今月のキーワード

新gTLD

【新gTLD=新generic Top Level Domain】しんじぇねりっくとっぷれべるどめいん
トップレベルドメイン(「.jp」や「.com」等)のうち、「.jp」のような国別のドメイン以外を分野別トップレベルドメインという。現在は「.com」や「.net」など22種類に限られているが、新たなドメイン名の導入が進められており、早ければ平成25年に利用可能となる予定。

私たちがインターネットでWEBを閲覧したり、メールの送信に欠かせないのがドメイン名。たとえば、www.soumu.go.jpや、●●●.netなど。いわば、インターネット上の住所にあたります。新gTLDとは、いわば新住所。しかも、「music」(音楽)や「tokyo」(東京)など様々なドメインが加わる予定です。

平成25年をめどに新しいドメインが利用可能に

通信の相手を特定するために使われるドメイン名は、重複がないように国際的な組織であるICANN(アイキャン)によって一元管理されています。

ドメイン名はピリオド(.)で区切られ、一番右側にある「.jp」や「.com」などに代表されるものはトップレベルドメイン(TLD)と呼ばれています。TLDは大きく2種類に大別されます。

●国別TLD(ccTLD:country code Top Level Domain)
「.jp」(日本)、「.cn」(中国)など国名を表したもので、現在約250種類あります。

●分野別TLD(gTLD:generic Top Level Domain)
「.com」や「.net」などで、現在22種類あります。

今回、ICANNは、新たなgTLDを利用したいとの要望を受け、地名や企業の名称など新しいgTLDの導入を決めました。

ICANNは、平成24年1月から5月まで新gTLDの申請を募集し、1930件の申請がありました。日本の自治体や企業からは「.tokyo」「.okinawa」「.canon」などが申請されています。

現在、ICANNは申請されたドメイン名や申請者などを公表し、コメント(公表から60日)や異議申立て(公表から7カ月以内)を受け付けていますので、詳細は左のURLをご覧ください。

どんなことができるの?

企業や団体の広報・営業に活用

地名や商品名ごとにドメイン名を登録して、新たな広告宣伝を行うことが増えており、民間企業や団体などの広報戦略や営業戦略に役立つことが期待されます。

地域のPRに活用

インターネット版「ご当地ナンバー」として、地域への愛着や一体感を作ることに役立ちます。「visit.tokyo」や「kimono.kyoto(着物.京都)」などのインパクトのあるアドレスにより、観光、名産品の情報を発信することが期待されます。

ICANNによる申請内容の公開
http://newgtlds.icann.org/en/program-status/application-results

総務省報道発表
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000038.html

Monthly keyword

特集

正しく送ろう 信書のルール

「信書」とは、郵便法及び信書便法によって、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定められています。
平成15年4月から、民間事業者も総務大臣の許可を得ていれば、
信書の送達が行えるようになりました。
信書を正しく送るためにルールを理解しておきましょう。

信書ってなに?

特定の受取人に対して、差出人の考えや思いを表現し、または現実に起こり、存在する事柄などの事実を伝える文書を「信書」といいます。「文書」とは、文字や記号、符号など、人の知覚で認識できる情報が記載された紙などのこと。CDやDVD、USBメモリなどは信書にはあたりません。

信書にあたるもの

●書状
手紙、はがきなど

●請求書の類
納品書、領収書、見積書、願書、申込書、依頼書など

●会議招集通知の類
結婚式等の招待状、業務を報告する文書

●許可書の類
免許証、認定書、表彰状など

●証明書の類
印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写しなど

●ダイレクトメール
・文書自体に受取人が記載されている文書
・商品の購入などの利用関係、契約関係など特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されているもの

信書にあたらないもの

●書籍の類
新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスターなど

●カタログ
通信販売のカタログなど

●小切手の類
手形、株券など

●プリペイドカードの類
商品券、図書券など

●乗車券の類
航空券、定期券、入場券

●クレジットカードの類
キャッシュカード、ローンカード

●会員カードの類
入会証、ポイントカード、マイレージカード

●ダイレクトメール
街頭配布や新聞折り込みを前提としたチラシ、店頭配布を前提としたパンフレットやリーフレットなど

●その他
説明書の類(市販の食品・医薬品・機器などの取扱説明書、定款、約款、目論見書など)、求人票、配送伝票、名刺、パスポート、振込用紙、出勤簿

これって信書? Q&A

送ろうとするものが信書にあたるかどうか、判断がむずかしい場合もありますね。
総務省に、とくに多く寄せられた問い合わせに対する、一般的な回答をご覧ください。

Q1 法人あての文書も信書になりますか?

Ⓐ 受取人は個人か法人かを問いません。差出人がその意思の表示または事実の通知を受ける者として「○○会社　御中」と記載していれば、それは○○会社に対しての意思の表示または事実の通知となるため信書に該当します。

Q2 会社内での他部署あての文書も信書になりますか?

Ⓐ 会社内のある部署から別の部署にあてた場合でも、差し出す部署からの意思を表示し、または事実を通知する文書であれば、信書に該当します。

Q3 個人情報が含まれる文書はすべて信書になりますか?

Ⓐ 信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。

Q4 封筒に「親展」とあったらすべて信書になりますか?

Ⓐ 封筒に「親展」の記載があっても、必ずしも信書に該当するとは限りません。信書に該当するか否かは、その封筒に収められた文書の内容が、特定の受取人に対して、意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。

Q5 電磁的記録物はなぜ信書ではないのですか?

Ⓐ 電磁的記録物（情報をCD、DVD、USBメモリ等に電子データとして記録したもの）は、その物を人が見るだけでは情報の内容がわからないため、信書に該当しません。

Q6 特定の方ではなく、広く一般向けに作ったお知らせ文書は信書になりますか?

Ⓐ 店内で不特定の方に配布中のお知らせを顧客に送付する場合など、特定の方ではなく、広く一般に向けて事実を通知する文書は信書に該当しません。一方、会員限定のセール案内を会員に送付する場合など特定の受取人に対して意思を表示したり事実を通知する文書は信書に該当します。

Q7 自己の証明書のコピーを家族に送ることは信書の送達になりますか?

Ⓐ 証明書や許可書は、発行元からその証明や許可を受ける者へ送付する場合、差出人から特定の受取人に対して意思を表示し、または事実を通知する文書であるため信書に該当します。一方、その証明書等を受領した者が原本やコピーを他所へ送付する場合は信書に該当しません。

Q8 受け取った文書を差出人に返送する場合は信書の送達になりますか?

Ⓐ たとえば、未記入の申込用紙を送付する場合は、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書とはならないため、信書に該当しませんが、その申込用紙を受け取った申込人が、必要な事項を記入した上で企業等に送付する場合は、特定の受取人に対して差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

Q9 どのような文書が添え状・送り状にあたりますか?

Ⓐ 貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付するために従として添付される無封の添え状・送り状は信書に該当しますが、貨物に添えて送付することができます。（郵便法第4条第3項）

Q10 履歴書は信書ですか?

Ⓐ 履歴書は一般的に、応募する会社等に対し、自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。一方、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、会社からの情報を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

信書はどのサービスで送れるの?

信書を送ることができるのは、郵便事業株式会社と信書便事業者だけです。
信書を扱うサービスについてよく理解し、信書を正しく送りましょう。

●郵便

郵便法等の規定に基づき郵便事業株式会社により全国あまねく公平に提供される信書をはじめとする小型物品の送達サービスです。

●一般信書便役務

長さ40cm、幅30cmおよび厚さ3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を全国均一料金で、全国において引き受け、原則3日以内に送達するサービスです。
（このサービスを提供する信書便事業者の参入はございません。）

●特定信書便役務

特定の需要に応えるため、以下のいずれかに該当するもののみを提供するサービスです。
（このサービスを提供する信書便事業者の参入は、平成24年5月末で378者です。）

大型信書便サービス

長さ、幅および厚さの合計が90cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス

急送サービス

信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス

高付加価値サービス

その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するサービス

特定信書便には こんなサービスが!!

会社や自治体、その関係先での文書のやりとりに！

一定のルートを巡回して、各地の施設で信書便物を引き受け、配達します。

たとえば企業において本社と支社、営業所の間を結んだり、自治体において本庁、出張所、学校、図書館などを結んだりして利用されています。

個人から個人へメッセージカードを送りたいとき！

各種のお祝いやお悔やみなどのメッセージを、インターネット、電話、FAXで受け付け、配達先に近い地域でメッセージカードを印刷します。そのカードを装飾が施された台紙や、ぬいぐるみ、フラワーアレンジメントなどといった品物とともに配達します。

詳しくは総務省ホームページをご覧ください

これは信書として送るもの?　この事業者は特定信書便事業者?
信書や事業者に関する詳しい情報を、下記ホームページでご紹介しています。

http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

MIC FOCUS

平成24年度「電波の日・情報通信月間」表彰・イベントが行われました

6月1日は電波の日です。また、毎年5月15日から6月15日を「情報通信月間」としています。
総務省では毎年、6月1日の電波の日に記念中央式典を開催し、
情報通信の発展に貢献した個人及び団体に対する表彰を行っています。
今年は今後の創作活動が期待されるデジタルコンテンツ制作者に対する奨励賞の表彰や、
地上テレビジョン放送の完全デジタル化関係者に対する感謝状の贈呈も行いました。

▲記念中央式典会場風景

◀挨拶をする
松崎総務副大臣

▼表彰式の模様

6月1日に帝国ホテルにて記念中央式典を開催

総務省では、第62回「電波の日」（平成24年6月1日）及び平成24年度「情報通信月間」（同年5月15日～6月15日まで）にあたり、6月1日に帝国ホテルで行われた記念中央式典において、「電波の日」総務大臣表彰、「情報通信月間」総務大臣表彰、地上テレビジョン放送の完全デジタル化関係者への感謝状贈呈、「地域発デジタルコンテンツ」総務大臣奨励賞の表彰を行いました。

これらの表彰は、情報通信の発展に貢献した個人及び団体に対して行うものです。

また、「情報通信月間」総務大臣表彰に併せて、情報通信月間推進協議会会長から、情報通信の発展に貢献した個人及び団体に対する表彰が行われました。

平成24年度「電波の日・情報通信月間」記念中央式典における表彰

■「電波の日」総務大臣表彰

個人
- ❶ 服部 武　上智大学理工学部 客員教授
- ❷ 広瀬 道貞　前社団法人日本民間放送連盟 会長
- ❸ 三友 仁志　早稲田大学国際学術院 アジア太平洋研究科 教授

団体
- ❶ 釜石漁業用海岸局（局長：東谷 傳）
- ❷ 一般社団法人 電波産業会 ISDB-T 海外普及派遣者グループ（代表：阪口 安司）
- ❸ WINDS利用実験実施協議会（会長：西原 明法）

■「情報通信月間」総務大臣表彰

個人
- ❶ 河合 輝欣　特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム 会長／株式会社ユー・エス・イー 取締役会長
- ❷ 川口 文夫　一般社団法人 中部経済連合会 名誉会長
- ❸ 髙橋 紘士　国際医療福祉大学大学院 医療福祉学分野 教授
- ❹ 土井 美和子　株式会社東芝 研究開発センター 首席技監
- ❺ 森 紀元　株式会社シー・ティー・ワイ 代表取締役会長兼CEO／社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 監事

団体
- ❶ ジャパン・クラウド・コンソーシアム（会長：宮原 秀夫）
- ❷ 新地町（町長：加藤 憲郎）
- ❸ 東北コミュニティ放送協議会（会長：玉井 恒）
- ❹ 南相馬市（市長：桜井 勝延）

■ 地上テレビジョン放送の完全デジタル化関係者への総務大臣感謝状贈呈

個人
- ❶ 岡村 正　日本商工会議所 会頭
- ❷ 草彅 剛　地デジメインキャラクター
- ❸ 故 成田 豊　株式会社電通 元代表取締役社長
- ❹ 村井 純　慶應義塾大学 環境情報学部長・教授

団体
- ❶ 全国消費者団体連絡会（事務局長：阿南 久）
- ❷ 全国地域活動連絡協議会（会長：髙木 美恵子）
- ❸ 公益財団法人 ボーイスカウト日本連盟（理事長：奥島 孝康）
- ❹ 株式会社ローソン（代表取締役社長CEO：新浪 剛史）

■「地域発デジタルコンテンツ」総務大臣奨励賞

- ❶「なるほど空間（川口新名所）スキップシティ」（彩の国ビジュアルプラザ映像ミュージアム CM制作ワークショップ「なるほど空間（川口新名所）スキップシティ」制作チーム）
- ❷「石と稲の藁でつくる壁土佐漆喰」（中脇修身）
- ❸「正しい奇跡の起こし方」（総合学園ヒューマンアカデミー那覇校「正しい奇跡の起こし方」制作チーム）

■ 情報通信月間推進協議会会長表彰

志田林三郎賞

個人
- ❶ 石黒 浩　大阪大学大学院 基礎工学研究科 システム創成専攻 教授／株式会社国際電気通信基礎技術研究所 社会メディア総合研究所 石黒浩特別研究室 室長 フェロー

情報通信功績賞

個人
- ❶ 橋本 明　株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 無線標準化推進室長

団体
- ❶ 情報通信における安心安全推進協議会（会長：和田 紀夫）
- ❷ 地域WiMAX推進協議会（会長：土居 範久）

全国各地で開催された 情報通信月間イベント

平成24年度の情報通信月間では、
「ICTで　安心安全　スマートライフ」をテーマに、
全国各地で情報通信に関する様々な行事が開催されました。

6月2日（土）

AMラジオ製作講座と放送局施設見学

株式会社新潟放送 本社（新潟県新潟市）

AMラジオの製作と実聴の模様

株式会社新潟放送の主催で開催された「AMラジオ製作講座と放送局施設見学」には、新潟市周辺の親子50名が参加しました。参加者は、「AM放送と災害時の情報伝達について」の講演を聴講後、キットを使ったAMラジオの製作と実聴を体験しました。半田ごてによる久しぶりの工作に夢中になっている親御さんや、完成したラジオから放送が聞こえて感激している子どもたちには、電波について興味を持っていただくことができました。また、AMラジオ放送のスタジオなど放送局の施設見学も行われ、担当者の説明に熱心に質問するなど、東日本大震災以降ラジオが注目されている様子がうかがえました。

講演「AM放送と災害時の情報伝達について」

AMラジオの製作と実聴の模様

非常通信セミナー

KKRホテル熊本（熊本県熊本市）

5月23日（水）

移動電源車を見学する参加者

九州総合通信局は、九州地方非常通信協議会及び(社)九州テレコム振興センターとの共催により、「非常通信セミナー」を開催しました。セミナーでは、九州総合通信局職員から、九州総合通信局において検討を行った「九州地域における大規模災害発生時の通信手段確保に関する検討会」の報告を行いました。また、釜石市水道事業所の所長（前防災課長）から「災害時及び災害後の通信手段について〈釜石市〉」と題して、東日本大震災の被害状況や情報面における災害時の課題等についてご講演いただきました。セミナーには一般、自治体及び防災関係者等、多くの方が参加し、興味深く、熱心に聴講していました。

講演「災害時及び災害後の通信手段について<釜石市>」

防災通信講演会

沖縄産業支援センター（沖縄県那覇市）

5月24日（木）

講演「災害時における防災行政無線の役割」

機器について説明を受ける参加者

展示されたMCA無線機器

沖縄総合通信事務所と沖縄地方非常通信協議会は、大規模災害発生時における通信ネットワークの課題、情報支援等について理解と認識を深めるために、講演会を開催しました。講演終了後は、MCA無線システムのデモンストレーションや展示が行われました。予定されていた定員を超える参加者にお集まりいただき、防災に対する参加者の関心の高さがうかがえました。

あなたの住基カードは引っ越してもそのまま使えます！

平成24年7月9日から、住民基本台帳法が変わります。
これによって、住民基本台帳カードがさらに使いやすくなります。

引っ越し先でも使える住基カード

住民基本台帳法の一部改正により、交付地市区町村外へ転出しても引き続き住基カードが使えるようになりました。転入届の際に窓口に住基カードを提示し、カードに新しい住所を記載してもらえばそのまま使用することが可能になりました。ただし、転入届をした日から90日以内に住基カードを窓口で提示しない場合等はそのまま使用することができませんので、お早めに窓口にお越しください。

表面

裏面

住基カードってこんなに便利

「写真付き住基カード」は、金融機関や市区町村の窓口をはじめ、様々な場面で公的な証明書としての利用が増えています。

公的証明書になる！

パスポートの新規発給

都道府県のパスポート申請窓口で、新規にパスポートを申請する際

口座の新規開設に

銀行で口座を新規に開設する時や10万円超の振込みの際

住民票の写しの交付請求

市区町村窓口で住民票の写しなどの交付請求をする時や戸籍の届出の際

- クレジットカード等の契約の際
- taspo（タスポ）の作成申請の際
- 書留郵便等の受け取りの際
- 航空各社の各種割引運賃適用の際
- 行政機関の個人情報開示請求の際
- 携帯電話の契約の際
- 利子、配当、償還金等の支払いを受ける際

※住民基本台帳カードを本人確認書類として取り扱うかどうかは、最終的には各事業者側の判断となりますので、一部の事業者では利用できない場合もあります。

カンタンに電子申請できる！

住基カードに電子証明書を格納することで、
インターネットを利用した電子申請（e-Taxなど）が利用できます。

・電子申請には別途ICカードリーダライタが必要です。
・e-Taxについては、下記サイトをご参照ください。
【e-Taxホームページ】http://www.e-tax.nta.go.jp/
【公的個人認証サービス ポータルサイト】http://www.jpki.go.jp/

コンビニで住民票等の公的書類が取得できる！

住基カードを使えば最寄りのコンビニエンスストアで、お昼休みや夜間、さらに休日でも自分の都合に合わせて取得できます。住民票等の公的書類が急に必要になった時も、出先ですぐに取得できます。住民票のほかに市区町村によっては、印鑑登録証明書、税・戸籍の証明書を取得できます。

※サービス提供時間：6:30～23:00（12/29～1/3を除く）
※セブン-イレブンで取得可能（平成25年度からは、他のコンビニ事業者でもコンビニ交付サービス開始予定）
※46市区町村で実施（コンビニ交付サービスを行っているかはお住まいの市区町村に確認してください。）

こんなこともできる！

- 図書館の利用、図書の貸出等を行うサービス
- 公共施設の空き照会、予約等を行うサービス
- 商店街での利用に応じたポイントを活用するサービス

※市区町村によって、住基カードを利用した独自のサービスを行っている場合があります。

平成24年度

行政評価等プログラムを決定しました!

行政評価局は、「行政評価局調査」、「政策評価の推進」、「行政相談」及び「独立行政法人評価」という機能を担い、これらの総合発揮により、行政の制度、運営等の見直し、改善に取り組んでいます。

行政評価等プログラムとは?

総務省行政評価局は、各府省の業務の実施状況について、全国的規模の調査により、課題や問題点を把握・分析し、改善勧告を行う「行政評価局調査」、政策評価に関する基本的事項の企画立案や各府省が行う政策評価の推進、点検といった「政策評価の推進」、国民からの行政に関する相談を受け付け、関係機関へのあっせんを行い改善を促す「行政相談」、独立行政法人の事務・事業の見直し、各事業年度の評価の点検を行う「独立行政法人評価」といった業務を実施しています。

「行政評価等プログラム」は、こうした行政評価局の業務を重点的、計画的に実施するための中期的な業務運営方針として策定しているもので、毎年度見直し・改定を行っています。

●行政評価局調査

平成24年度は、「震災対応」、「行政の無駄、非効率の根絶」、「国民の安全・安心」を柱として、新たに10本の全国規模の調査に着手します。（下図参照）

また、各府省の取組や社会的な問題の発生状況等について、常時、情報を収集・分析・整理し、必要に応じ緊急・臨時に調査するなど機動的に対応することにしています。

管区行政評価局、行政評価事務所でも、各地域の行政上の課題について具体的改善を図るための調査を実施します。

●政策評価の推進

各府省の政策のミッションの明確化・体系化、メリハリある分かりやすい政策評価となるよう、行政刷新会議の「行政事業レビュー」とも連携し、目標管理型の政策評価の改善方策の円滑な実施を推進します。

また、各府省が行った租税特別措置等に係る事前評価を始め予算編成に関連が深い政策評価を重点的に点検します。

●行政相談

全国約５０００人の行政相談委員と協働し、各種相談、問合せ等に迅速・的確に対応します。また、東日本大震災の被災者の相談の受付や要望把握の活動を積極的に行います。

●独立行政法人評価

新制度への移行までの間、各法人の適正、効果的・効率的な運営に資するよう、政策評価・独立行政法人評価委員会の活動を的確に補佐し、法人の事務・事業の見直し、各年度の業務実績評価を厳格に行います。

平成24年度 新規着手テーマ

■震災対応　■行政の無駄、非効率の根絶　■国民の安全・安心

特別民間法人等に対する指導監督
特別民間法人等の業務・運営状況、各所管府省の特別民間法人等に対する指導監督の状況を調査します。

科学研究費補助金の適正な使用
科学研究費補助金の適正管理に関し、文部科学省が講じている措置と効果、受給機関における取組状況等を調査します。

申請手続に係る国民負担の軽減等（震災関連中心）
震災時における申請手続の規制緩和の状況、意見要望等を把握し、早急に対応が必要な課題等を調査します。

震災対策（災害応急・復旧対策）
東日本大震災における教訓を踏まえ、大規模災害時の資材調達、関係機関の連携、情報伝達等の対策等を調査します。

消費者取引［政策評価］
消費者取引の適正化等に関する各種施策を総合的に評価します。

設立に認可を要する法人調査
設立認可等の審査、行政庁による指導監督等が適切に行われているかなどを調査します。

農地公共事業（農業水利施設）
農業水利施設の予防保全対策（ストックマネジメント）の取組状況等を調査します。

契約における実質的な競争性の確保（役務契約）
二者以上の応札のあった役務契約について、応札条件の設定、情報の公表など、契約の競争性が確保されているかを調査します。

刑務所出所者等の社会復帰支援対策
刑務所出所者等に対する就労支援等、社会復帰支援対策の実施状況を調査します。

医療安全対策（医療事故及び院内感染対策）
医療機関における医療事故防止対策の実施状況、院内感染対策の実施状況等を調査します。

More Info　総務省　行政評価局「行政評価等プログラムについて」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html

火災による被害を最小限に抑えよう!

地震火災から命を守るために

消防庁では東日本大震災を踏まえ、地震発生時に住宅内において発生する火災に着目した再現実験を行い、火災予防啓発ビデオ「地震火災から命を守るために」を製作しました。

火災予防啓発ビデオ製作の経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震源域から離れた首都圏でも、地震と余震が続発しました。それによって、とくに住宅において、地震に起因する火災が多数発生したところです。

また、我が国は、近い将来において、首都直下型地震及び東海・東南海・南海連動型地震等の発生が危惧されています。

この火災予防啓発ビデオは、これらを踏まえて、地震の揺れにより製品・器具が関係して発生した火災を再現する実験を行い、同じ種類の火災による被害を最小限に抑えるための火災予防啓発資料として製作されました。

落下物が電気製品に接触したり、電気製品が転倒し可燃物に接触するなど、地震火災は日常では考えられない状況下で発生します。

地震による激しい揺れで物が散乱。実験では地震により衣類が石油ストーブの上に落下。4分で発煙し室内に充満します。

日常では、火元になることがめずらしい電気スタンドや観賞魚用ヒーターなども、地震時には火元になるので要注意!

通電火災の原因の多くは地震後に電気が復旧し、電気ストーブに通電されたことで、周りの可燃物を加熱して起こるもの。実験ではわずか1分で発煙。

危険! 地震時の「ありえない」火災原因!

この映像資料では、居住空間でどのように地震火災が発生するかを実験で再現しました。地震の揺れによって、室内の衣類が石油ストーブの上に落下すると、わずか4分で発煙します。また、日常では火元になることがまれな電気スタンドや観賞魚用ヒーターなども、地震時には火元となることが実験によって確認されました。電気ストーブでは地震後に電気が復旧し、周囲の可燃物を過熱する通電火災も起こります。 建物が無事でも、家具や家電製品などの転倒・落下、さらに室内の散乱状態によって火災を招き、避難が遅れてしまいます。これが地震火災の怖さです。

地震火災から命を守るためにできることは?

地震火災から命を守るポイントについて、仙台市消防局の山田氏と、東京理科大学大学院関澤教授に伺いました。

- **出口付近の家具を転倒防止器具でしっかり固定する。**
- **住宅用火災警報器を所定の位置に必ず取り付ける。**
- **火災が発生した場合は「火事だ」と大声で叫び、隣近所に助けを求めながら逃げることも初期消火の面では重要。**
- **大きな地震で同時多発火災が発生した際、消防力が不足するとそのうちのいくつかが延焼拡大し、大規模火災になってしまうことがある。大きな火を消す前に、火災そのものを発生させないこと。この出火防止がある意味最も根本的な防火対策。**
- **地震の際はまず身を守ることが大事。揺れがおさまったら火の始末、火の元の確認。**
- **ガスの元栓、電気器具のスイッチは切っておく**
- **避難で家を離れるときは必ずブレーカーを落とす。余震による落下物や転倒でスイッチが入ってしまう場合や配線が傷んで火災の元に。**
- **対震消火装置のような安全器具付きの火気器具を使う。**

出火防止は、誰もができる確実で効果的な自主防災です。大地震や余震への備えをもう一度、確認しましょう。

仙台市の調査では事前に転倒防止措置を行っていた家庭の家具は、ほとんど倒れることなく安全に避難できた。大型家具は転倒防止器具でしっかり固定!

住宅用火災警報器を所定の位置に必ず取り付けることで、隣室や近隣に火災を知らせ逃げ遅れを防ぐ。

火災が発生したら「火事だ」と叫びながら逃げる。隣近所に助けを求めることで、初期消火につながる可能性がある。

阪神・淡路大震災では、コップ1杯の水で消せそうな小さな火を消せず、市街地火災になった例もある。火災を出さないことが根本的な防災。

家を離れ避難するときは必ずブレーカーを落とす。余震でスイッチが入るケースや配線が傷んで火災の元になる。

地震火災から命を守るために

の動画をご覧ください!!

地震火災から命を守るために

More Info 総務省消防庁 「地震火災から命を守るために」
http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/movie/mov9.html

地方のかがやき

長野県 阿智村（あちむら）

若い力を受け入れて未来ある村づくりへ

信州・南アルプスを望む、自然豊かな山あいの農村。そこでは、村を挙げてIターン・Uターンを奨励し、若者の力で地域集落を維持する取組が進められています。

撮影：宇賀神善之　写真提供：阿智村

美しい水田が広がる伍和地区。奥に見えるのは南アルプスの雄大な山々。

昼神温泉の朝市。昭和56年から一日も欠かすことなく、毎朝6時頃から開催されている。

春には色鮮やかな花桃が咲き乱れる「花桃の里」。毎年多くの観光客でにぎわう。

長野県
阿智村

CITY PROFILE
人口：6,822 人（平成24年6月1日現在）
面積：214.47 km²
HP：http://www.vill.achi.nagano.jp/

南アルプスを望む温泉と花桃の里

山々の間を縫うように広がる水田、村人たちの笑い声が響く果樹園、時折聞こえる牛や鶏の鳴き声。ゆったりとした時の流れのなかで、古き良き農村の姿を垣間見られるここは、長野県下伊那郡阿智村。長野県の南部、岐阜県との県境に接する山あいの農村です。春には見事な花が咲き誇る花桃の名所としても知られ、南信州最大の温泉郷「昼神温泉郷」を有しており、多くの観光客でにぎわっています。

村をまるごとエコミュージアムに

山々に囲まれた阿智村では、豊富な山林資源を生かした地域循環型社会の形成を目指しています。その一つが木質バイオマスの推進。薪ストーブの導入を支援し、山林資源である「薪」の価値を高めることで、地域の林業の活性化を狙います。また、「薪スタンド」の設置など地域内流通を整備して、経済の循環も視野に入れた取組を模索中です。

自然や歴史、文化の宝庫である阿智村では、村全体を屋根のない博物館とみなす「全村博物館構想」を掲げています。村民一人ひとりが、自分たちが住んでいる地域にはどのような資源があるのか、どのような歴史があるのかを再発見することで、地域に住むことの「誇り」につながります。集落維持のための第一歩は、村民が「住んでいて楽しいと思える村」をつくること。阿智村のチャレンジは続きます。

地方力 1 I・Uターンを奨励!

充実した定住支援制度

小塚英且さん、恵美子さん夫妻。空き家をリフォームした室内には薪ストーブが。これも地域の山林資源活用につながっている。

「阿智村は役場の対応が早かったんです。すぐに地元の有機農業家を紹介してくれるなど、その日のうちに人のつながりができました」と話すのは、平成21年にIターンした小塚英且（ひでかつ）さん、恵美子さん夫妻。耕作放棄地を開墾して有機農業を営んでいます。「地域資源を生かすライフスタイルが理想。将来は農家民泊も行って、人々に自然豊かな環境の良さを知ってもらいたいです」

南アルプスを望む小塚さんの畑は、荒れ放題だった耕作放棄地を村の支援で開墾したもの。

村民の高齢化、若者の都市部流出により、集落維持が難しくなってきた阿智村では、村外の若者の定住と新規就農に幅広く門戸を開いています。地元住民に対する新規就農者への理解促進、空き家提供の交渉など、村の地道な活動が実を結び、年々Iターン者が増加してきました。また、「農業婚活」や若者定住促進住宅の支援などにも力を入れ、若者を呼び込んで集落人口の維持につなげます。

村主導で年8回実施している「農業婚活」。2年半でのべ300人弱が参加、3組が結婚に至った。

地方力 2 若者パワーで村に元気を!

地域おこし協力隊

協力隊員をサポートする木工家の田中正宏さんも、浜松からのIターン者。

田植えに精を出す（左から）大薮さん、木下さん、本柳さん。稲のラインが芸術的曲線を描いているのはご愛敬。

阿智村では、都会から来た3人の若者が奮闘しています。彼らは、総務省が推進する「地域おこし協力隊」の隊員。阿智村からの委託を受け、地域で生活し、農林業の応援などを行っています。

大薮さんは山仕事をメインで行いながら、持続可能な循環型むらづくりに取り組んでいます。「孫の代まで住みたいと思える村にしたい。田んぼの水や木材を自然エネルギーとして利用できないかと、試行錯誤の日々です」。村での生活のポイントは「挨拶と地域の活動を楽しむこと」と本柳さん。「隣近所の付き合いは365日休みなし。都会よりも忙しいです」。最近加入したばかりの木下さんも、「身の丈に合った産業を作って集落を維持したい」と意気込みます。

村での生活に本気で向き合い、体当たりで取り組む3人の若者たちの存在は、村の活性化の起爆剤となるかもしれません。

端材を利用して自ら企画したイベント「ひるいち」の看板づくりを行う協力隊員たち。

村の心強いサポートでスムーズな移住が実現

Iターン就農者 岩田知之さん

東京出身でサラリーマンをしていましたが、30歳で脱サラ。有機農業の研修、アフリカでの農業指導ボランティアを経て、家族で田舎暮らしをするための移住先を探しているときに阿智村と出会いました。

阿智村は、空き家の紹介や畑の開墾など役場のバックアップ体制が整っているので、移住・就農をスムーズに実現できました。Iターンして2年。地元の方々にも温かく迎え入れていただき、村での暮らしから農業のことまで、様々なアドバイスをもらっています。娘も隣のおばあちゃんにかわいがってもらい、それがおばあちゃんの見守りにつながる。地域ぐるみでお互いが支え合える関係を作れるのが、田舎暮らしのいいところだと思います。

家族で阿智村へのIターン&就農を果たした岩田さん一家。

総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications 2012年7月1日発行 第139号（毎月1回発行） 発行●総務省 制作●株式会社小学館集英社プロダクション 印刷●昭栄印刷株式会社 Printed in Japan